

仕 様 書

委託業務は、次のとおりとする。

記

- 1 委託業務は、生活援助員を原則として県営中庄団地内の生活援助員専用住宅に居住させ、併設する生活相談室及び団らん室（以下「生活相談室等」という。）において実施するものとする。
- 2 委託業務の実施日は、次に掲げる日（以下「休日」という。）を除いた毎日とし、生活援助員の勤務時間は、乙の就業規則等に定めるところによる。ただし、緊急時にあっては、休日又は勤務時間外であっても臨機応変に行動し、緊急通報等の業務に迅速に対応するものとする。
 - (1) 毎週土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 12月29日から12月31日及び1月2日から1月3日
- 3 生活援助員は常に入居者の状況把握を行い、これを記録するとともに次に掲げるサービスを、必要に応じ提供するものとする。
 - (1) 入居者の仕事、家族関係、生きがい、健康等に関する相談又は指導
 - (2) 入居者の安否の確認
 - (3) 入居者が疾病等により一時的に日常生活を営むことが困難な場合の家事の援助
 - (4) 入居者からの急病、火災、盗難等の通報を受けた場合の確認及び関係機関への連絡、その他の緊急時の対応
 - (5) 生きがいづくり、健康の保持増進、社会参加活動、公的保健福祉サービス等に関する情報提供及びサービス提供機関、関係行政機関との連絡
 - (6) 前各号に定めるもののほか日常生活上甲が必要と認めた援助
- 4 生活相談室等の維持管理並びに高齢者世話付住宅等の維持管理上の問題点について、供給主体へ連絡するものとする。
- 5 委託業務の実施日に生活援助員が年休等を取得する場合には、乙は、代替職員を派

遣するなど、委託業務に支障をきたさない体制をとるものとする。

6 緊急事態の発生により、必要があると判断した事項については、措置終了後、速やかに甲に報告するものとする。